

# 杆築市自治基本条例

が平成25年7月に施行されました。

## 【条例制定の決意】

は先人が築いてきた伝統と文化を継承していきます。

までも故郷として愛し続けることのできるまちづくりを進めていきます。

**【杵築市自治基本条例とは】**

よる住民自治の充実を図ることを目的として制定しました。

条例の趣旨を最大限に尊重するとともに、他の例規の制定や改廃、施行された例規の解釈や運用についても、この条例を尊重します。

- この条例をもっと知っていただくため、今月から条例の解説を連載します。

杵築市が

市民の権利と責務

市長行政市職員  
の役割と責務

- ## 市民の権利と責務

  - 市民はまちづくりの主体として、平等にまちづくりに参加する権利を有しています。
  - 市民は、政策の立案、実施、評価の各段階において、参画する権利を有しています。
  - 市民は、市政運営における情報について、知る権利を有しています。
  - 市民は、まちづくりに参画する権利行使する際は自覚と責任を持つとともに、まちづくりを進める上での地域コミュニティの役割や位置づけを認識し、積極的に参画するよう心掛けます。
  - 市民は、まちづくりに参画する権利行使する際、これを濫用せず、常に公共の福祉の増進のために行使する責務があります。

## 議会、議員の責務

- 続きを積極的に市民に明らかにし、その説明にあたつては、わかりやすい用語及び表現を用い、丁寧に説明する責任があります。
  - 市職員は、市民全体の奉仕者として、市民との信頼関係を築くとともに、法令等を遵守し、公平、公正、迅速かつ誠実に職務を遂行します。
  - 市職員は、職務に必要な能力の開発と自己研鑽に努めます。
  - 議会は、条例の制定や改廃、予算及び決算の議決並びに政策提言等を行う際に、この条例の理念を尊重し、行政の活動を審議します。
  - 議会は、活発で自由な討議を行ふことで、十分な議論を尽くし、広く市民の意見を聞き、政策決定に適切に反映させます。

この条例が杵築市にふさわしいものであり続けているか、適切に運用されているかを検討するため、自治基本条例運用推進委員会を設置しています。

問杵築市役所総務課行政・法規係  
0978-62-1801 FAX 0978-62-3293

## 用語の定義

認識を共通にしておきたい重要な用語について定義しています。

- 市民】** · 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者、市内で事業を営み、又は活動する者  
**地域コミュニティ】** · 居住地や関心を共にする人々の集団又は共同体  
**行政】** · 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等地方自治法に定める執行機関  
**協働】** · 市民、行政、議会が、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目的達成のため、共に取り組むこと。  
**参画】** · 責任を持って主体的に関与すること。

### 3つの基本原則

市民、行政及び議会は、次の基本原則に基づき、まちづくりを進めます。

## 参加、参画の原則

全ての市民が市政に自主的に参加、参画できる機会を有すること。

協働の原則

市民、行政及び議会がそれぞれの役割と責任を分担し、協働して活動を行うこと。

## 情報共有の原則

市民、行政及び議会が市政に関する情報を適切に提供し合い、共有すること。